

資料4

26.9.26 生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議

家計相談支援事業の運営の手引き（案） （概要）

※ 手引き(案)は現時点のものであり、今後変更があり得る。

家計相談支援事業の必要性

○ 家計の状況からみた家計相談支援の役割

- 不安定な雇用環境や景気等の社会情勢からの影響を受け、家計収入は減少傾向（一般労働者とパートタイム労働者を合計した給与総額は1997年の36万円/月から2013年には31.4万円/月へと減少）。個人住民税や保険料等の滞納も多く見受けられ、生活費等を確保することが困難な生活困窮者が相当数存在している。
- このため、就労支援など収入の拡大に向けた支援だけでなく、家計管理に向けた支援や、税・保険料等の減免申請等の支援など、家計相談支援の必要性は極めて高い。

○ 生活困窮者自立支援制度における家計相談支援の重要性

- 生活困窮者の多くは家計に関わる問題を抱えており、自立相談支援事業などによる対応だけでは十分に対応できない場合も多い。
- 家計相談支援事業は、相談者とともに、家計の状況や課題を明らかにし、相談者自らが家計を管理しようとする意欲を高めていくことを目指す。また、家計再生の支援を通じて、本人を取り巻く課題が明らかになることから、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援が可能となる。
- さらに、家計の収支状況を明らかにすることは、円滑な就労支援にもつながるなど、再び生活困窮状態になることを防ぐ効果も期待される。

家計相談支援事業の業務

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

支援の視点

相談者自身が課題が見えるようになる支援

①家計の状況の「見える化」と根本的な課題の把握
(アセスメントの実施と家計表を用いた家計診断)

ともに目標を設定し、家計の再生に向けて歩き出す支援

②家計再生プランの作成と各種制度利用に向けた支援
(具体的な目標となる家計計画表やキャッシュフロー表を活用し、
具体的な支援内容を提案)

相談者が自ら家計管理を続けていくことの支援

③家計の状況のモニタリングと出納管理の支援
(目標通りに家計管理ができているかを確認し、必要な支援を実施)

具体的な支援業務

- 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- 貸付のあっせん など

一体的・総合的かつ継続的に実施し、相談者が自ら家計を管理できるようになることを支え、早期の生活再生に向けて支援していく。

家計相談支援事業のポイント

- 相談者とともに家計の状況を理解し、「家計を管理しよう」という意欲を引き出す

家計表などを活用して相談者とともに家計の状況を「見える化」し、相談者自らが課題に気づき、「家計を管理しよう」という意欲を引き出すこと、つまり相談者が主体的に家計の再生に取り組むことの支援(エンパワメント)が重要である。

- 相談者自身が家計を管理できるようになることを支援する

家計を管理するための助言を提供したり、さまざまな支援につないだりすることで、自ら家計を管理できるようになることを支援し、再び生活困窮状態に陥ることを予防する。

- 家計に関する課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ

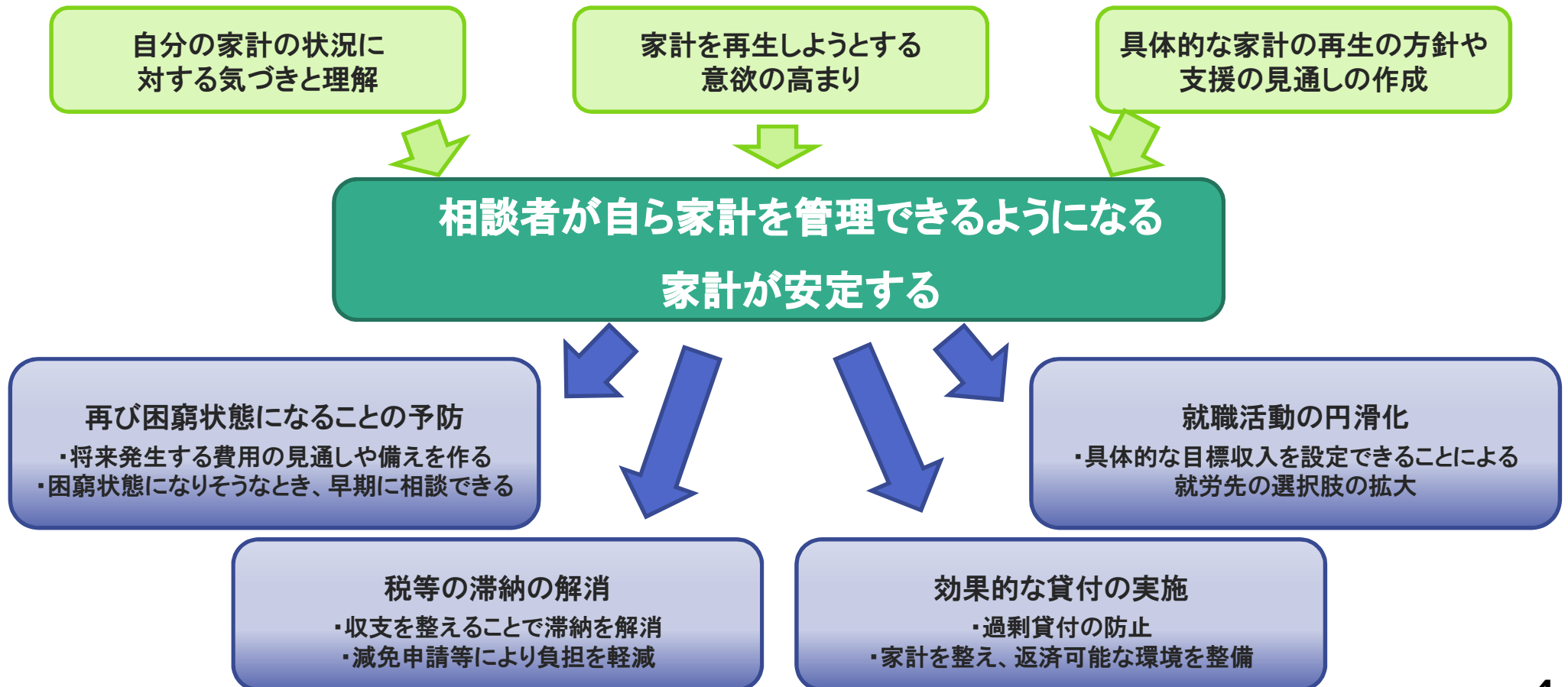
家計相談支援機関だけで課題を解決しようとするのではなく、消費生活相談窓口、多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関等、多様な社会資源と連携し、各種制度の利用に向けた支援等を行う。

- 貸付の活用を通じた重層的なセーフティネットの構築

貸付と家計相談支援を併せて実施することにより相談者の主体的な家計の再生が後押しされる。家計相談支援を行うことで、社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度の機能強化や、消費生活協同組合等の民間の貸付機関の参入等にも資すると期待される。

家計相談支援事業の効果

- 家計相談支援事業により、家計表等の作成を通じて生活困窮者がいま直面している問題の全体を、相談者とともに捉えることができる。これにより、相談者自身が家計管理をできるようになり、その上で、生活困窮者自立支援制度の包括的な支援を活用することにより、その後の生活の再生や自立を促していく。
- 結果として、再び困窮状態になることの予防や、税等の滞納の解消、効果的な貸付の実施、就職活動の円滑化といった効果が期待される。



家計相談支援事業の対象者

- 家計相談支援事業の対象者は、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。その中で、特に以下の状況にある生活困窮者については効果的な役割を果たすと考えられる。

以下のような状況にある生活困窮者については、家計相談支援事業が効果的な役割を果たすと考えられる。

- 多重債務もしくは過剰債務を抱え、返済が困難になっている人
- 債務整理を法律専門家に依頼した直後や債務整理途上の人
- 収入よりも生活費が多くお金が不足がちで、借金に頼ったり、支払いを滞らせざるを得ない人
- 収入が少なかったり波があったりするが、生活保護の対象とならず、家計が厳しい状態の人
- 家族で家計について話したことがなく、それぞれが勝手にお金を使っている人
- カードに頼って生活や買い物をしていくら借金があるのか把握していない人
- 収入はあるが、家賃をはじめ、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料などの滞納を抱えていたり、税金などを延滞したりしている人
- 就労先が決まったが、収入が得られるまで時間がかかり、生活資金の貸付を予定している人
- 児童扶養手当や年金の支給など月単位の収入ではなく2～4ヵ月単位の収入があり、支出も月単位で変化があり、家計管理が難しい人

家計相談支援事業と自立相談支援事業

① 自立相談支援機関が相談を受け付け、家計相談支援が必要と判断した場合

→家計の視点でのアセスメントや支援が必要と判断された場合には、家計相談支援機関につなげる。この場合、自立相談支援機関と家計相談支援機関はアセスメント段階から連携・協働して、各々のプラン案を作成することが望まれる。

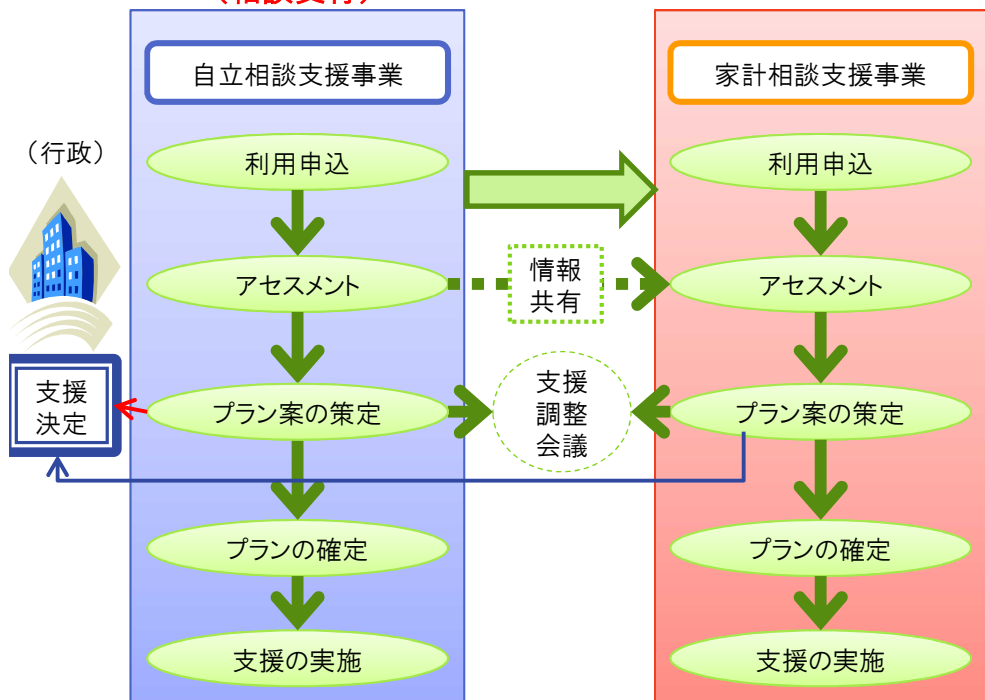
② 家計相談支援機関が直接相談を受け付け、家計管理に関する継続的な支援を要する場合

→自立相談支援機関で家計相談支援事業の利用を盛り込んだプラン案を作成する必要がある。

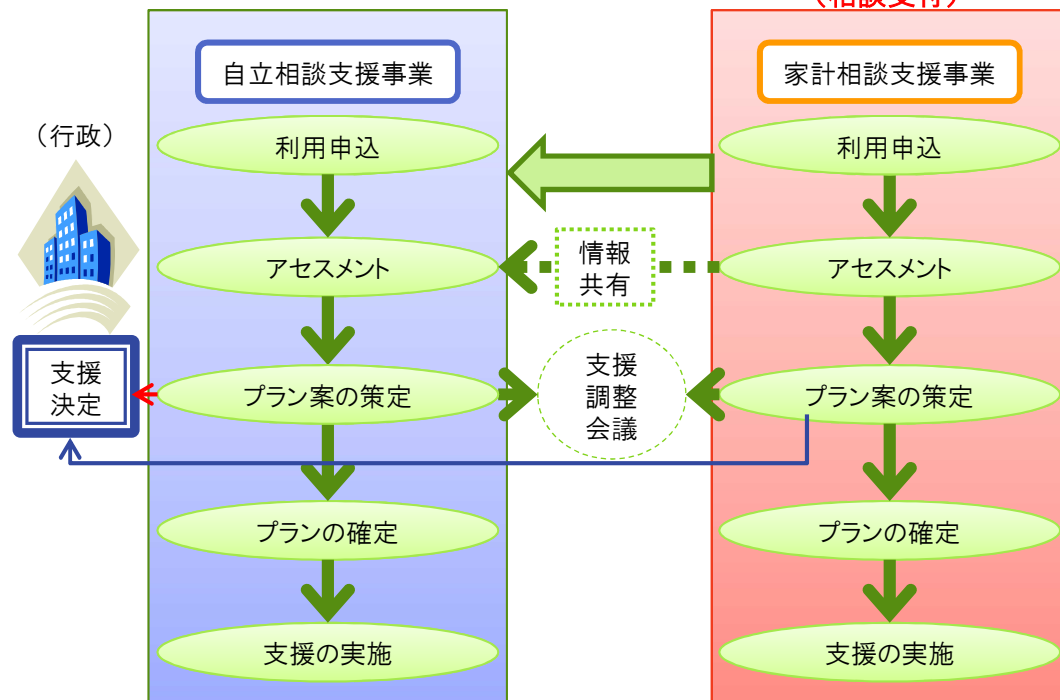
この場合、自立相談支援機関は家計相談支援機関で行ったアセスメントの状況等を確認し、家計相談支援事業以外の支援の必要性を確認する必要がある。

※減免等の利用や債務整理へのつなぎで支援が終結する場合は、自立相談支援機関のプラン案に盛り込む必要はない。

① 自立相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ (相談受付)



② 家計相談支援機関が相談を受け付けた場合の支援の流れ (相談受付)



※ 自立相談支援機関と家計相談支援機関は、必要に応じてインターク・アセスメントシートを共有し、情報共有に伴う相談者の負担を軽減するとともに、両機関の円滑な連携を促す必要がある。

家計相談支援機関の運営パターン

家計相談支援事業の運営主体を判断する際には、自立相談支援事業や生活困窮者等への貸付事業との関係性も考慮することが重要である。

＜自立相談支援機関と同一の機関で実施する場合＞

【特徴】

- 相談受付やアセスメントの段階から円滑に連携を図ることができ、一体的な支援が可能となる。

【留意点】

- 家計相談支援機関と自立相談支援機関は役割分担を明確にし、業務に偏り等が生じないよう、事業の運営方法を工夫することが求められる。

＜貸付機関と同一の機関で実施する場合＞

【特徴】

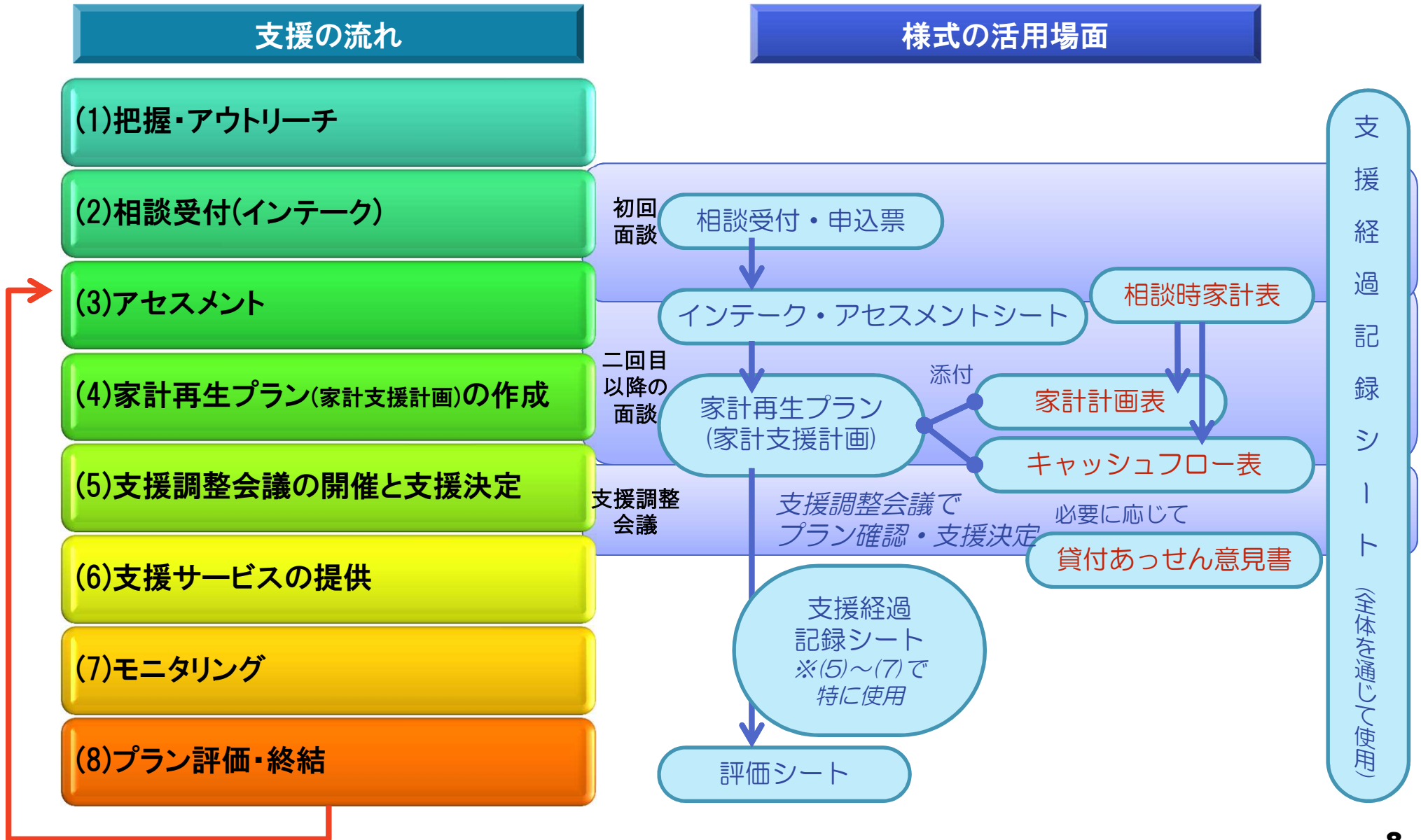
- 貸付とセットで家計相談支援事業を行うことにより、家計相談支援事業を受け入れやすくなるとともに、貸付へのあっせん手続等の迅速化が期待される。
- 貸付金の償還率の向上など、貸付事業がより円滑に機能することにもつながる。

【留意点】

- 家計相談支援員としての立場と、貸付の可否を判断する立場が混合し、利益相反を起こさないよう事業運営上の工夫が求められる。

家計相談支援事業の流れと様式の活用

※ 支援過程においては各種様式を活用し、相談者自らが家計の管理ができるように支援する。



家計相談支援事業の支援の流れ①

(1) 把握・アウトリーチ

- 自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や、貸付機関、行政等との連携を図り、早期発見のネットワークを構築していく。
- 対象者の中には、自ら家計に関する相談に行けず、問題を深刻化させてしまう者もいることから、積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施し、対象者の早期把握に向けた取り組みを行う。

(2) 相談受付・インテーク

- 本人との初回面接・電話は、今後の本人との信頼関係を形成するうえで大切な機会であり、その後の、家計再生に向けた支援を進めていく上で、重要な時期となるもの。
- 自立相談支援機関とアセスメント段階から連携・協働できるよう、相談受付・申込票は、家計相談支援機関および自立相談支援機関の利用申込みを兼ねるものとしている。

(3) アセスメント

- アセスメントとは、本人の家計状況、生活困窮に陥った背景・要因を分析したうえで、対応すべき課題を適切にとらえ、解決の方向性を見定めることである。
- 相談時家計表を活用することにより、相談者の「家計の見える化」を図り、家計に関わる課題だけでなく、生活全体の課題を把握する。

家計相談支援事業の支援の流れ②

(4) 家計再生プラン

- アセスメントの結果に基づき、家計計画表やキャッシュフロー表を作成し、家計相談の観点から解決すべき課題や、本人の目指す姿(目標)、支援の内容についてまとめる。
- 相談者の意向や相談者の強み等を踏まえて、生活の再生に向けた意欲を引き出し、課題解決に向けた思いを醸成していく。

(5) 支援調整会議と支援決定

- 自立相談支援機関は、家計相談支援事業やその他の支援の必要性を検証し、総合的・包括的なプランを作成する。
- 自立相談支援機関の作成したプラン等は、支援調整会議において協議され、行政による支援決定を経て確定される。

(6) 支援サービスの提供

- 家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせんなどの支援サービスを提供する。

家計相談支援事業の支援の流れ③

(7) モニタリング

- 支援過程においてサービスの提供状況や、設定した目標の到達状況を確認し、現状を把握する。
- 家計相談支援機関では、適切な時期にモニタリングが行われるよう、自立相談支援機関とも時期を調整することが必要である。

(8) プランの評価・終結

- 家計再生プラン策定時に定めた期間が終了する時に、設定した目標の達成度や支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題の有無等の確認を行う。
- 支援を終結した後も、相談者が家計管理を継続できるか確認する。